

## 刊行の ことば

近年、増加する生活習慣病など慢性疾患への対応や、少子・高齢社会の進行に伴う積極的な健康増進への取り組みは一層重要性を増しております。このため、管理栄養士・栄養士に対して高度の学識と専門的スキルが要求されてまいりました。

それらに対応するための関係法令等の改正の経緯をみると、昭和60年6月25日法律第73号をもって、栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律が公布され、従来行われてきた管理栄養士試験は、昭和62年度から国家試験として実施されることとなりました。また、一定規模以上の集団給食施設（現 特定給食施設）で特別な給食管理が必要な施設には管理栄養士を置くことが義務付けられました。これは、健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）に引きつけられました（健康増進法第21条）。さらに看護、給食及び寝具設備の基準の一部が改正され（平成4年3月7日厚生省告示第42号）、特別管理加算は常勤の管理栄養士が配置されていなければ算定できないこと、また栄養食事指導料（外来）は管理栄養士が指導した場合にのみ算定できることとなり、平成4年4月より実施されています。

平成6年には、健康保険法の改正によって、「基準給食制度」が「入院時食事療養制度」に改編され、「給食」という言葉から、医療の一環としての「病院食」の位置づけがなされました。そして、昭和59年から「定率負担」として施行していた入院患者の食費については、「入院時食事療養標準負担額」に改められ、また、入院・在宅患者及び在宅寝たきり老人訪問栄養食事指導料については管理栄養士が行った場合にのみ算定できることとなりました。

一方、地域保健については、平成5年度からは従来からの保健婦（現保健師）に加えて、栄養士について地方交付税を財源措置とする市町村配置が新設され、平成6年7月には保健所法が地域保健法に内容が改編されたことに伴い、栄養改善法も改正され、地域保健体制を総合的に見直すことによって、平成9年度より地域住民を対象とする栄養指導業務の一部を、都道府県から地域住民により身近な市町村へ移譲することとし、管理栄養士等をあてることとされました。

また、平成8年4月の社会保険診療報酬改定により、管理栄養士による集団栄養食事指導料が新設されるとともに、在宅患者及び在宅寝たきり老人訪問栄養食事指導料が増額され、また12年度からは「介護保険制度」、21世紀の国民健康づくり運動「健康日本21」や「第4次老人保健事業」がスタートしたことなど、管理栄養士の専門性が社会的に評価され、社会のニーズがさらに高まり、保健・医療・福祉・産業、さらには教育等の各分野で業務の専門性がますます問われる時代となりました。

このような時代の要請に応えるためには、高い識見と優れた資質を持った管理栄養士を育て、世に送り出す必要があることから、日本栄養士会は、管理栄養士の位置づけを明確にする法改正を関係省庁等へ積極的に働きかけ、その目的を果たし、平成12年4月7日法律第38号をもって栄養士法の一部を改正する法律が公布、平成14年4月1日から施行され、管理栄養士は、従来の「複雑困難な栄養指導業務」を行う適格性を有する厚生労働大臣への登録者から「傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導」等を行う厚生労働大臣の免許者となり、養成カリキュラムも大幅に改められました。さらには、同年8月2日には栄養改善法を改編して「健康日本21」を推進するための法律「健康増進法」が公布され、生活習慣病1次予防での管理栄養士等の役割が明示され、平成15年5月1日施行されました。また、平成17年4月から栄養教諭制度がスタートし、同年10月からは改正介護保険制度下で栄養管理の成果が問われる栄養ケア・マネジメント業務が始まり、管理栄養士・栄養士への期待はますます高度なものとなっています。そして、いよいよ平成20年4月からは医療保険者に対して、特定健診・特定保健指導が義務化され、さらには平成22年4月からは医科診療報酬に栄養サポートチーム加算が設定され、この実施にあたっては管理栄養士がその担い手のひとりとして明確に位置づけられています。このようなことから、日本栄養士会では、現行の生涯学習計画を基本とし、新カリキュラムを基礎とした卒後教育体系についての検討の推進を図り、専門性を深めるなど、資質の向上に努力いたしているところであります。

さて、平成18年国家試験（第20回）からは、法改正に伴う新カリキュラムに基づいて見直された新ガイドラインによって試験が実施されております。本書では、新ガイドラインによって実施された試験問題を分析し、わかりやすく解説してあります。

本書で学ばれた皆様は、もれなく国家試験に合格されますよう心から祈念いたしております。

平成22年7月

社団法人 日本栄養士会